

「石狩市国民健康保険税条例」の一部改正

1. 国民健康保険税条例

① 課税限度額の改正

区 分	現 行	改正後
基礎課税分 (医療保険分)	5 8 万円	6 1 万円

② 保険税の減額の対象となる所得基準の改正（軽減判定所得の変更）

軽減割合	現 行	改正後
5 割	世帯の所得の合計額 33万円 + (<u>28万円</u> × 加入者及び特定同一世帯 所属者人数)	世帯の所得の合計額 33万円 + (<u>28万5千円</u> × 加入者及び特定同一 世帯所属者人数)
2 割	世帯の所得の合計額 33万円 + (<u>51万円</u> × 加入者及び特定同一世帯 所属者人数)	世帯の所得の合計額 33万円 + (<u>52万円</u> × 加入者及び特定同一世帯 所属者人数)

※特定同一世帯所属者：年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者。

【モデルケース①】

40歳代の単身世帯の場合（収入は給与のみ）

軽減割合	現 行	改正後
5 割	33万円 + (<u>28万円</u> × 1人) = 61万円以下 給与収入に換算すると <u>126万円以下</u>	33万円 + (<u>28万5千円</u> × 1人) = 61万5千円以下 給与収入に換算すると <u>126万5千円以下</u>
2 割	33万円 + (<u>51万円</u> × 1人) = 84万円以下 給与収入に換算すると <u>149万円以下</u>	33万円 + (<u>52万円</u> × 1人) = 85万円以下 給与収入に換算すると <u>150万円以下</u>

【モデルケース②】

70歳代の単身世帯の場合（収入は年金のみ）

軽減割合	現 行	改正後
5 割	33万円 + (<u>28万円</u> × 1人) = 61万円以下 年金収入に換算すると <u>196万円以下</u>	33万円 + (<u>28万5千円</u> × 1人) = 61万5千円以下 年金収入に換算すると <u>196万5千円以下</u>
2 割	33万円 + (<u>51万円</u> × 1人) = 84万円以下 年金収入に換算すると <u>219万円以下</u>	33万円 + (<u>52万円</u> × 1人) = 85万円以下 年金給与収入に換算すると <u>220万円以下</u>

【モデルケース③】

40歳代の夫婦世帯の場合（収入は夫の給与のみ）

軽減割合	現 行	改正後
5 割	33万円 + (<u>28万円</u> × 2人) = 89万円以下 給与収入に換算すると <u>154万円以下</u>	33万円 + (<u>28万5千円</u> × 2人) = 90万円以下 給与収入に換算すると <u>155万以下</u>
2 割	33万円 + (<u>51万円</u> × 2人) = 135万円以下 給与収入に換算すると <u>約218万8千円以下</u>	33万円 + (<u>52万円</u> × 2人) = 137万円以下 給与収入に換算すると <u>約221万6千円以下</u>

2. 施行年月日

令和2年4月1日